

ガソリンの容器への詰替え販売について

ガソリンを容器で詰替え購入する場合は

- ①本人確認(運転免許証の提示など)
- ②使用目的の確認

が義務付けられました。



令和元年7月18日、京都市伏見区で大きな人的被害を伴う爆発火災が発生しました。同様の事案の発生を抑止するため、販売店(ガソリンスタンドなど)にはガソリンを容器に詰替えて販売する場合の「①購入者の本人確認」、「②使用目的の確認」、「③販売記録の作成」が義務付けられました。(令和2年2月1日 施行)

このため、ガソリンを容器に詰替えて購入しようとする場合、運転免許証などで本人確認と使用目的の確認を行い、販売店が販売記録を作成します。
消防法令の順守のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等について(総務省消防庁ホームページ)
<https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/gasoline/tutatsu.html>

ガソリンを取り扱うときの注意事項!!

！噴出注意！

- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ①エンジン停止
 - ②エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

①蓋をしっかりと締める。

ガソリンからは可燃性蒸気が出ています。蓋やエア抜きをしっかりと確実に締めてください。

②ガソリン携行缶は直射日光の当たる場所や高温になる場所に置かない。

蓋を開けたときに、ガソリンが噴き出す可能性があり、とても危険です。

③ガソリンを扱うときは周りの安全確認とエンジンを停止する。

周りに火の気がないことを確認してください。

発電機などにガソリンを入れるときは必ずエンジンを停止してください。

④エア抜きをする。

ガソリン携行缶の中の圧力を抜くため、蓋を開ける前に少しずつエア抜きをすると、より安全に扱えます。ただし、ガソリン携行缶が熱を持っている場合は、エア抜きや蓋を開けないでください。この場合は、火の気がなく、人のいない風通しの良い日陰などに移動させガソリンの温度が十分に下がってから、ゆっくりとエア抜きをしてください。



灯油用ポリ容器 ガソリン携行缶

ガソリンは灯油用ポリ容器に入れてはいけません。
安全と法令順守のため消防法に適合したガソリン用携行缶を使ってください。



セルフスタンドでも、ガソリン容器への詰替えはガソリンスタンドの従業員が行う必要があります。